



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *24 和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則(河川課)
- 教育委員会規則
 - *7 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
- 訓令
 - *5 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)
 - *6 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令
(総務事務集中課)
 - *7 和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (生活衛生課)
 - *8 和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正 (商工労働総務課)

規 則

和歌山県規則第24号

和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則

和歌山県河川管理規則(昭和40年和歌山県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第12条中「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県立橋本高等学校の項中

普通(探究、総合)
情報理数

を「普通(探究、総合)」に改め、同表和歌山県立和歌山

工業高等学校の項中

全日制	工業	機械
		電気
		電子機械
		工業化学
		建築
		土木
		インテリア
		色染化学
		繊維工学

を

全
定

日制	工業	機械
		電気
		電子機械
		工業化学
		化学技術
		建築
		土木
		インテリア
		色染化学
		産業デザイン
		創造技術
時制	工業	機械電気
		建築

に改め、同表和歌山県立箕島高等

学校の項中「普通」を「普通(普通、スポーツ)」に改め

、同表和歌山県立耐久高等学校の項中

普通
グローバル探究

を「普通」に改め、同表和歌山県立日高等

学校の項中

普通
自然科学

を

普通
自然科学
総合科学

に改

め、同表和歌山県立神島高等学校の項中

商業	情報処理
	国際会計
	流通ビジネス
	経営科学
家庭	商業家庭

を「商業 経営科学」に改め、同表和歌山県立南紀高等

学校の項中

厚生	衛生看護
	看護

を

厚生	看護
----	----

に改め、同表和歌山県立新宮商業高等学校の項中「和歌山県立新宮商業高等学校」を「和歌山県立新翔高等学校」に、

商業	情報処理
	現代ビジネス

を

商業	情報処理
	現代ビジネス
	総合

に改める。

別表第2和歌山県立向陽高等学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立桐蔭高等学校	和歌山県立桐蔭中学校
-------------	------------

別表第3和歌山県立南部高等学校龍神分校の項中

市立龍神中学校 市立下山路中学校 市立虎東中学校	を	田辺市立龍神中学校
--------------------------------	---	-----------

に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、同項第2号中「午後零時15分から午後1時」を「午後零時から午後零時45分」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「又は」の次に「同条第2項に規定する」を加え、「勤務時間及び休息时间」を「勤務時間」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分	勤 務 時 間
早出A	午前7時30分から午後4時15分まで
早出B	午前8時から午後4時45分まで
早出C	午前8時30分から午後5時15分まで
遅出	午前9時30分から午後6時15分まで

第3条第4項中「出納長又は」を削り、「知事公室長」を「知事室長」に、「、振興局長若しくは」を「、会計管理者、振興局長又は」に改める。

第3条の2及び第3条の3第3項中「出納長又は」を削る。

別記第1号様式中「職員区分」を削る。

附 則

- この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現に交付されているこの訓令による改正前の別記第1号様式の規定による職員証については、当該職員証の交付を受けた職員がこの訓令による改正後の別記第1号様式の規定による職員証の交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

和歌山県訓令第6号

庁中一般
各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「総務部総務管理局総務事務集中課」を「出納局総務事務集中課」に改める。

第5条第3項を次のように改める。

第1項の規定による依頼は、物品電子調達システムのファイルにデータを送信して行うものとする。

第6条第3項を削る。

第7条第3項を削る。

第9条第1項中「又は単価契約物品発注書（別記第7号様式）」を削り、同条第3項を削る。

第14条第1項中「総務部総務管理局総務事務集中課」を「出納局総務事務集中課」に、「商工労働部」を「商工観光労働部」に改め、同条第2項中「総務部総務管理局総務

事務集中課」を「出納局総務事務集中課」に改める。

別表第2中「総務部総務管理局総務事務集中課及び」を「出納局総務事務集中課及び」に改め、同表総務部総務管理局総務事務集中課の項中「総務部総務管理局総務事務集中課」を「出納局総務事務集中課」に、「和歌山高等技術専門校」を「和歌山産業技術専門学院」に、「向陽中学校」を「向陽中学校 桐蔭中学校」に改め、同表那賀振興局の項中「給与課那賀分室 粉河高等学校」を「粉河高等学校」に改め、同表伊都振興局の項中「農業大学校 給与課伊都分室」を「農業大学校」に改め、同表有田振興局の項中「給与課有田分室 箕島高等学校」を「箕島高等学校」に改め、同表日高振興局の項中「給与課日高分室 日高高等学校」を「日高高等学校」に改め、同表西牟婁振興局の項中「田辺高等技術専門校」を「田辺産業技術専門学院」に、「給与課西牟婁分室」を「給与課紀南分室」に改め、同表東牟婁振興局の項中「なぎ看護学校 新宮高等技術専門校」を「なぎ看護学校」に、「ふるさと定住センター 給与課東牟婁分室」を「ふるさと定住センター」に、「新宮商業高等学校」を「新翔高等学校」に改める。

別記第2号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

公文書分類番号	保存期間	決裁日	年 月 日
---------	------	-----	-------

物 品 調 達 伺 書

入力区分	決裁区分	起案日	年 月 日
------	------	-----	-------

合 議	決裁	要求番号
		起案者所属職氏名
		下記の物品を調達してよろしいか。 なお、決裁の上は、集中調達機関に入札・発注（発注）事務を依頼してよろしいか併せて伺います。

所 属	集中調達機関										
歳出科目等	年度	予算区分	会 計	款	項	目	事 業	節	説 明		
	目 名 称										
	事 業										
	節・説明										
調達予定額						予算残高	確認済				

No.	品 名 ・ 規 格 ・ 数 量 ・ 単 称	単 価	金額 (税抜)	消費税
計 (税抜)			消費税	合計 (税込)

納入期限	年 月 日	納入場所
内 容 等		

別記第3号様式 削除

別記第 4 号様式 (第 6 条関係)

入札等結果通知書

年 月 日

様

(公印省略)

依頼のあった下記の入札等を執行したので結果を通知します。

発注番号	01									
集中調達機関						所 属				
歳出科目等	年 度	予算区分	会 計	款	項	目	事 業	節	説 明	
	目 名 称									
	事 業									
	節・説明									
調 達 額					調達予定額					
納 入 業 者	債権債務者登録番号									
	住 所									
	氏 名									

No.	品 名 ・ 規 格 ・ 数 量 ・ 単 称	単 価	金 額 (税 抜)	消 費 税
計 (税 抜)				合計 (税込)

契約方法			
契約保証金			
契約に関する書類			
納入期限	年 月 日	納入場所	
備 考			

別記第5号様式 削除

別記第 6 号様式 (第 7 条、第 9 条関係)

物 品 発 注 書

年 月 日

債権債務者登録番号

様

(公印省略)

下記のとおり発注しますので、納期厳守の上、納入してください。

発注番号	01	集中調達機関
合計金額		所属

No.	品名・規格・数量・単称	単価	金額(税抜)	消費税
計(税抜)		消費税	合計(税込)	

納入期限	年 月 日	納入場所
納入日	年 月 日	

<p>受領欄</p> <p>上記発注のとおり受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>所属名</p> <p>職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	備考
--	----

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 9 条関係)

単価契約物品発注済通知書

年 月 日

様

(公印省略)

依頼のあった下記物品を発注したので通知します。

発注番号	01										
集中調達機関						所 属					
歳出科目等	年 度	予算区分	会 計	款	項	目	事 業	節	説 明		
	目 名 称										
	事 業										
	節・説明										
調 達 額						調達予定額					
納入業者	債権債務者登録番号										
	住 所										
	氏 名										

No.	品 名 ・ 規 格 ・ 数 量 ・ 単 称	単 価	金 額 (税 抜)	消 費 税
計 (税 抜)			消 費 税	合 計 (税 込)

納入期限	年 月 日	納入場所
備 考		

別記第9号様式 削除

別記第15号様式を次のように改める。

別記第 15 号様式 (第 13 条関係)

物 品 検 査 調 書							
納入者の住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)							
契約年月日	年	月	日	発注番号			
納入期限	年	月	日	契約金額	円		
納入場所							
納入年月日	年	月	日	検査場所			
検査年月日	年	月	日				
品 名	規 格	数量の 単 位	単 価	契 約 数 量	既納入 済数量	今回検 査数量	未納数
検査所見							
地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づき、調達した物品について上記のとおり検査しました。							
年 月 日							
和歌山県知事 様							
検査員 所 属							
職氏名 ㊟							
立会者 所 属							
職氏名 ㊟							

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第7号

動物愛護センター

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県動物愛護センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成12年和歌山県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第5項」に改める。

第2条第1項第2号中「午後零時15分から午後1時」を「午後零時から午後零時45分」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

商 工 労 働 部

和歌山県公営競技事務所

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営競技事務所に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成18年和歌山県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表休憩時間の項第1類型の欄中「午前10時15分から午前11時まで」を「午前10時から午前10時45分まで」に改め、同項第2類型の欄中「午前11時15分から午後零時まで」を「午前11時から午前11時45分まで」に改め、同項第3類型の欄中「午後零時15分から午後1時まで」を「午後零時から午後零時45分まで」に改め、同表休憩時間の項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。